

## 水道事業における官民連携(以下「民間活用」という)について

### 1 事業環境とその対応

#### (1) 環境の変化

本市水道事業は、水需要の更なる減少と老朽施設の更新需要の増大という財政面における相反する動きが見込まれる中、水道技術の継承問題や水道技術の革新など、新たな課題や時代の流れにも対処していく必要があります。

[新たな課題・時代の流れ]

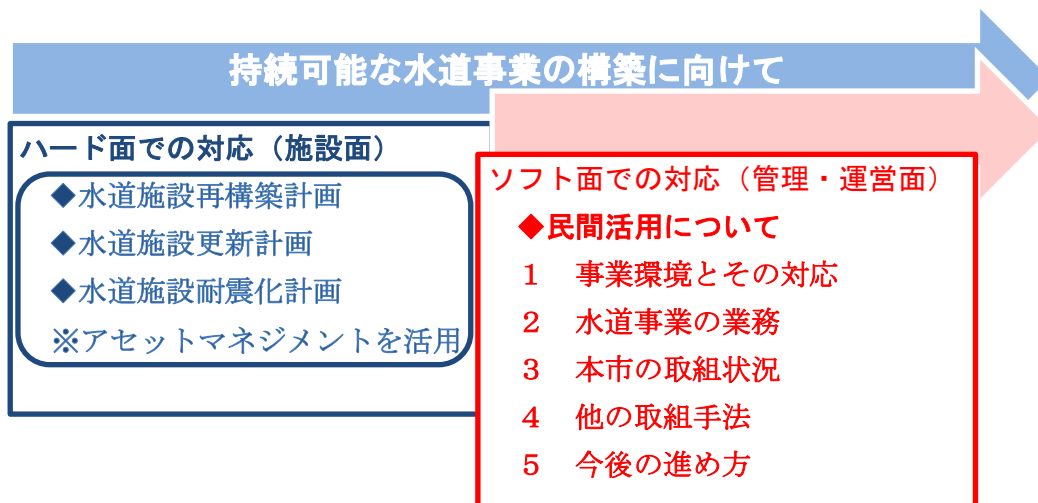
- ◆ 震災を経験し、災害に強い施設整備と適正な体制の要請
- ◆ 水道技術の継承問題
- ◆ 高度浄水処理技術等の普及
- ◆ 企業責任としての環境対策の推進
- ◆ 事業環境の変化にも対応した水道料金の最適化

#### (2) 対応

現・市水道事業経営プラン（H19～28 年度）では、経営の安定化を目指し、建設改良事業を計画的に進めながら、業務に関しても民間活用による効率化を図っています。

そのような中、長期の視点から水道事業全体を見据えて、ハード面からの対応として水道施設の再構築等について検討しています。

更に、ソフト面からの対応のひとつとして、事業の管理・運営に関わる「民間活用」についても、検討する必要があります。

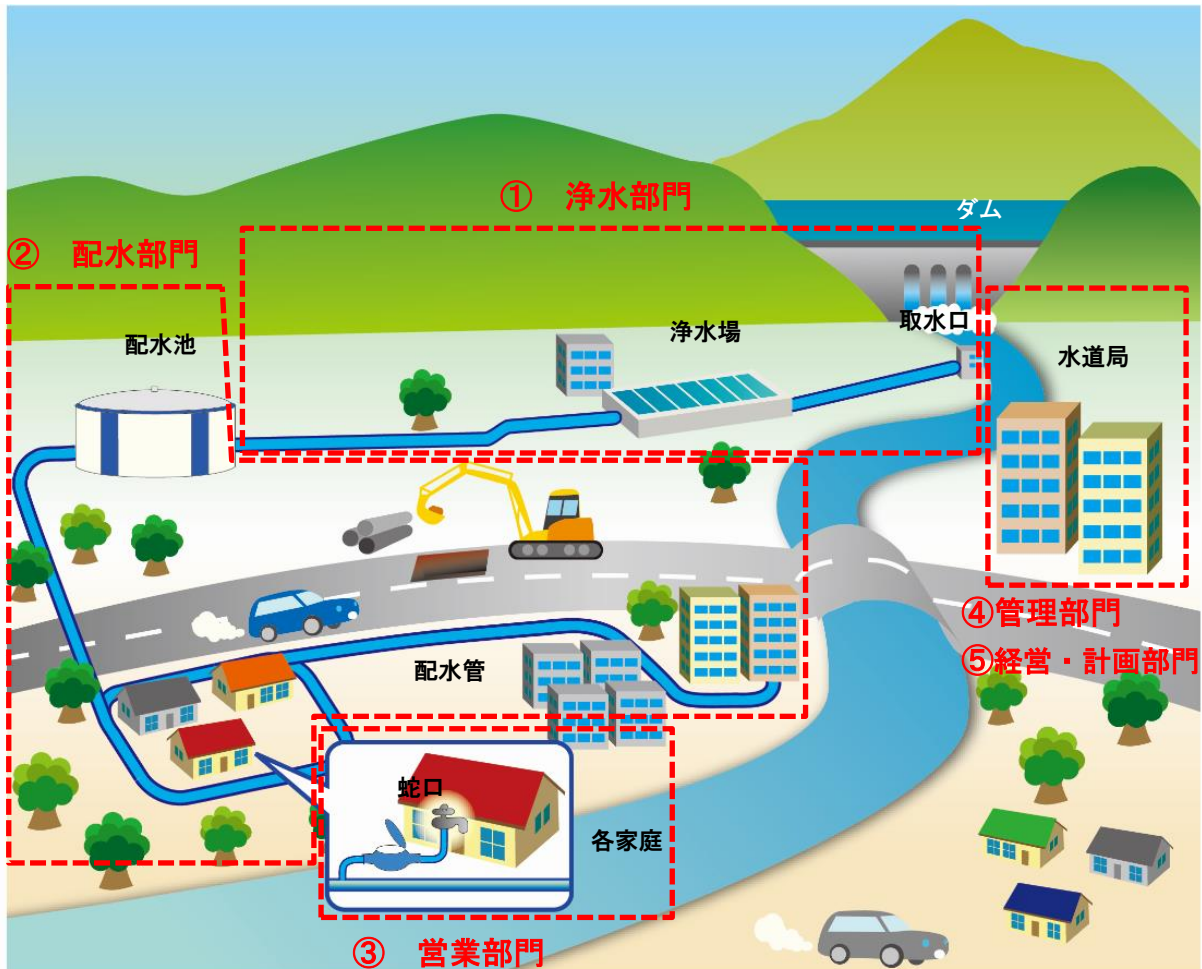


## 2 水道事業の業務

### (1) 部門ごとの業務の流れ

水道事業は、取水から浄水場、配水池、蛇口に至るまで各部門での業務の積み重ねにより、水を配っています。

水を配っている流れに沿って、部門ごとのフローを描くと次のとおりとなります。



(2) 業務区分と本市の委託状況

部門別	業務区分	主な業務内容	本市の状況
①浄水部門	維持管理	運転管理	施設(浄水場等)の運転、水質検査、廃棄物処理 個別委託(4頁)
		施設安全管理	施設の保守点検、漏水の防止・修繕 個別委託(4頁)
		資材等管理	薬品・消耗品類の調達、在庫管理、電気ガス調達管理
		環境・安全対策	安全衛生の管理、水源地の保護・保全
		危機管理	浄水施設事故対策、応急の給水・復旧
②配水部門	調査	設計	施設の設計、測量 個別委託(4頁)
		工事管理・検査	工事の現場管理、竣工検査
	施工	図面・台帳管理	施設の図面・台帳の管理
		給水装置審査	給水装置(水道メーター)工事の審査
	監理	給水装置取替	水道メーターの取替 個別委託(4頁)
③営業部門	検針	使用開始・休止の管理、水道メーターの検針、検針記録の管理、使用者台帳の管理	個別委託「包括委託※」(5頁)
	徴収	水道料金の徴収、口座振替の管理、徴収データの管理	
	滞納整理	督促状送付、個別徴収、滞納者整理	
	窓口	問合せ対応、各種手続対応	
	電算	水道料金・財務会計システム	個別委託(5頁)
④管理部門	総務	議会対策、文書管理、 庁舎維持管理	個別委託(5頁)
	人事	人事管理、給与支給等処理	
	財政	予算・決算管理、財産管理、企業債管理	
⑤経営・計画部門	経営	料金制度決定、給水停止・解除決定	
	計画	財政計画、事業計画	
	企画・調整	経営に係る調査、企画検討・調整	

 黄色で着色している業務が、現在委託している業務

※ 業務を複数組み合わせるものは、「包括委託」と呼ばれる。

### 3 本市の取組状況

#### (1) 浄水部門及び配水部門

##### **浄水場運転管理業務**（平成11年以降）

- ・平成11年4月1日から、基幹浄水場（平・上野原・泉・山玉の4浄水場）は、「平日昼間以外（平日夜間と、土曜・日曜・祝祭日・休日の終日）」について、運転管理業務を通年で委託しました。
- ・基幹浄水場にあわせて、職員が常駐・巡視していたその他の浄水場（久之浜（栗木作の管理を含む）・上遠野（鷹ノ巣、根岸、深山田、入遠野の管理を含む）の2浄水場）については、終日を通年で委託しました。
- ・平成17年4月1日からは、基幹浄水場について、残っていた「平日昼間」の運転管理業務を追加委託し、その他の浄水場と同じく、終日を通年で委託することになりました。



(その他委託実施済のもの)

**浄水・配水施設の機器保守点検業務**

**漏水調査及び修繕業務**

**浄水・配水施設の除草業務**

**配水池等の清掃業務**

**建設改良工事に係る測量・設計業務**

**水道メーターの取替業務（検定期間満了及び不良メーター）**



## (2) 営業部門

### 水道料金等徴収関連業務（昭和46年以降）

- ・昭和46年から、営業部門の初めての委託として、水道メーターの検針業務を委託しました。
- ・その後、水道料金調定収納業務にかかる電算処理についても、計算センターに委託しました。
- ・平成25年4月1日から、営業業務のさらなる効率化を図るため、水道メーターの検針に他の業務を加え、一つの民間業者に包括委託をしました。
  - 使用開始・休止関連業務
  - 水道メーター検針業務
  - 水道料金徴収業務
  - 滞納整理業務
  - 受付（窓口）業務



(その他委託実施済のもの)

### 水道料金及び財務会計システムの電算業務（システム保守管理）

## (3) 管理部門

### 水道局庁舎維持管理業務（警備、電話交換、設備保守点検、清掃等）



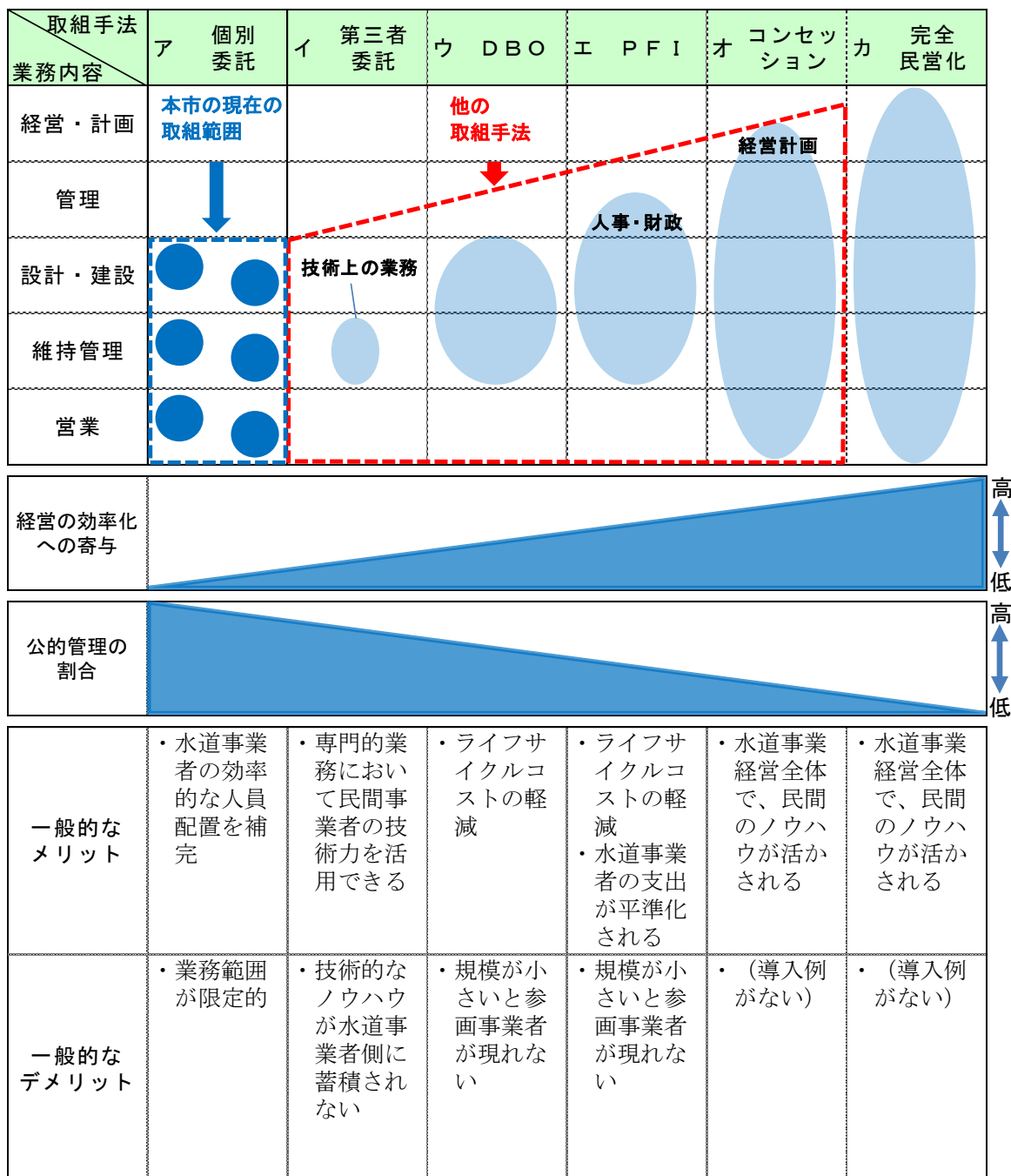
## (4) 経営・計画部門

現在、実施済の委託はない。

#### 4 他の取組手法

本市では、経営の効率化を目指して、「個別委託」という手法により各種業務を民間に委託していますが、民間活用の取組方法としては、主なものとして他に次のようなものがあります。

～業務内容と取組手法の展開イメージ図～



## 【用語解説】

### ア 個別委託

水道事業における業務のうち、定型的な業務（水道メーターの検針業務など）や専門知識や技能を要する業務（機器の保守業務など）を個別に委託するもの。

なお、個別業務を複数組み合わせて委託することを「包括委託」と言う。

### イ 第三者委託

平成13年の水道法改正により、浄水場の運転管理や水質管理などの水道の管理に関する技術上の業務を民間事業者等（水道事業者及び需要者以外の第三者）に委託できる制度が創設された。

この委託による受託者は、水道法上の責任を負うことになる。

この点、同法の責任を負わない個別委託と区分して「第三者委託」と呼ばれている。

### ウ DBO方式

DBOは、設計（Design）、建設（Build）、運営（Operate）の略。

施設の新設又は大規模改修の際、自治体が資金を調達し、施設の所有権も保持した上で、施設的设计、建設、運転管理、修繕などの業務を一括して民間事業者に委託するもの。浄水場への導入例がある。

### エ PFI方式

PFIとは、民間（Private）、資本（Finance）、主導（Initiative）の略。

DBO方式とほぼ同じ内容で委託するもの。

なお、DBO方式との違いは、資金調達は民間事業者が行うことになること。

### オ コンセッション方式（＝公設民営化）

水道資産を自治体が保有したまま、民間事業者に「水道経営権」を移すもの。

### カ 完全民営化

水道資産を含め、民間事業者へ「水道経営権」を移すもの。

## 5 今後の進め方

今後においては、水道技術の確保や水道技術革新等の新たな課題や時代の流れに対応するため、他の取組手法について調査・研究するなど、本市にとって最適な民間活用のあり方を探っていくこととします。